

一七九五年の憲法（訳）（一）

山本 浩三

共和暦第三年実月五日（一七九五年八月二二日）の
フランス共和国憲法

人間および市民の権利と義務の宣言

フランス人民は、最高の存在の前で、つぎの人間および市民の権利と義務の宣言をおこなう。

権 利

第一条 社会における人間の権利は、自由、平等、安全、所有である。

第二条 自由は、他人の権利を害しないことをおこなうことができることにある。

第三条 平等は、法律が、保護する場合でも、処罰する場合でも、すべての人にとって同じであることに存する。

平等は、いかなる出生の差別も、いかなる権利の世襲もみとめない。

第四条 安全は、すべての人が各人の権利を確保するために協力することから生ずる。

第五条 所有権は、その財産、その所得、その労働とその職業

一七九五年の憲法（訳）（一）

の成果を収益し、処分する権利である。

第六条 法律は、市民または市民の代表者の多数によって表明された、一般意志である。

第七条 法律によって禁止されないことは、妨げることができない。

何人にも、法律が命じないことをおこなうよう強制することができない。

第八条 何人も、法律が定める場合、かつ法律が命じる手続によるのでなければ、裁判に召喚し、起訴し、逮捕し、かつ拘禁することはできない。

第九条 恣意的な命令を請願し、発し、署名し、執行しまたは執行させる者は、有罪となり、処罰されねばならない。

第一〇条 被疑者の身柄を確保するために必要でないようなすべての苛酷な措置は、法律によってきびしく禁止されねばならない。

第十一条 何人も、その意見が聴問されるかまたは適法に召喚されたのちでなければ、裁判することができない。

第十二条 法律は、厳格に必要であり、かつ犯罪に比例した刑罰しか科すことができない。

第十三条 法律が定める刑罰を加重するすべての取扱いは、犯罪である。

第十四条 刑事、民事のいかなる法律も、遡及効をもつことができない。

第十五条 すべての人は、その時間とその勤務を契約すること

ができる。ただしすべての人は、自分を売ること、売られることもできない。その身体は、譲渡することのできる所有者ではない。

第一六条 すべての租税は、公益のために設けられる。すべての租税は、納税者のあいだに、その資力に応じて、割当てられねばならない。

第一七条 主権は、本質的に市民の総体に存在する。

第一八条 いかなる個人も、市民のいかなる部分的な結合も、主権を僭取することはできない。

第一九条 何人も、適法な委任がなければ、いかなる権力も行使することができず、いかなる公務もおこなうことができない。

第二〇条 各市民は、直接または、間接に、法律の作成、人民の代表者および公務員の任命に協力する平等の権利をもつ。

第二一条 公職は、それを行使する人びとの所有物となることのできない。

第二二条 権力の分配が確立されず、その限界が確定されず、かつ公務員の責任が確保されなければ、社会的保障は、存在することができない。

義務

第一条 権利の宣言は、立法者の義務をふくむ。社会の維持は、社会を構成する人びとが、平等にその義務を知り、かつ実行することを要求する。

第二条 人間と市民のすべての義務は、すべての人びとの心の中に生れつき刻まれている、つぎの二つの原理から生ずる。

人が貴方にすることを望まないことを他人にしてはならない。
貴方がそれを他人から受けることを望む善をたえず他人におこなえ。

第三条 各人の社会にたいする義務は、社会を防衛し、社会に奉仕し、法律に従って生き、かつその機関である人びとを尊敬することにある。

第四条 何人も、良き息子であり、良き父であり、良き兄弟であり、良き友人であり、良き夫でなければ、良き市民ではない。
第五条 何人も、法律を卒直かつ宗教的に守る人でなければ、善人ではない。

第六条 法律を公然と侵害する人びとは、自分が社会と戦争状態にあることを宣言するものである。

第七条 法律に公然と違反するのではなしに、偽計または策略によって、法律を避ける人は、すべての人の利益を侵害するものである。その人は、すべての人の親切と尊敬に値しないものとなる。

第八条 土地の耕作、すべての生産、すべての労働手段、およびすべての社会秩序は、所有権の維持の上に基礎を置くのである。

第一〇条 すべての市民は、法律がかれらにその防衛を訴えるときは、祖国および自由、平等かつ所有権の維持のためにか

これらの奉仕をおこなわねばならない。

憲 法

第一条 フランス共和国は、一であり、かつ分割できない。

第二条 フランス市民の総体が、主権者である。

第一編 領土の区分

第三条 フランスは、県に区分される。これらの県は、つぎのものである。

アン、エーヌ、アリエ、バス・ザルプ、オート・ザルプ、アルプ・マリチーム、アルデーシュ、アルデンヌ、アリエーシュ、オーブ、オード、アヴィロン、ブーシュ・デュ・ローヌ、カルヴァドス、カンタル、シャラント、シャラント・アンフェリユール、シエール、コルレーズ、コート・ドール、コート・デュ・ノール、クルーズ、ドルドーニュ、ドゥー、ドローム、ユール、ユール・エ・ロワール、フィニステール、ガール、オート・ガロンヌ、ジエール、ジロンド、ゴロー、エロー、イル・エ・ヴィレーヌ、アンドル、アンドル・エ・ロワール、イゼール、ジュラ、ランド、リアモン、ロワール・エ・シエール、ロワール、オート・ロワール、ロワール・アンフェリユール、ロワレ、ロ・ロ・エ・ガロンヌ、ロゼール、メーヌ・エ・ロワール、マンシュ、マルヌ、オート・マルヌ、マイエンヌ、ムルト、ムーズ、モン・ブラン、モン・テリーブル、モルビアン、モ

ゼル、ニエーヴル、ノール、オワーズ、オルヌ、パ・ド・カレ、ピュイ・ド・ドーム、バス・ピレネー、オート・ピレネ、ピレネ・オリアantal、バ・ラン、オ・ラン、ローヌ、オート・サートヌ、サオーヌ・エ・ロワール、サルト、セーヌ、セーヌ・アンフェリユール、セーヌ・エ・マルヌ、セーヌ・エ・オワーズ、デュ・セーヴル、ソム、タルン、ヴァール、ヴォークリューズ、ヴァンデ、ヴィエヌ、オート・ヴィエンヌ、ヴォージュ、イオンヌ、

第四条 県の境界は、立法府が変更または訂正することができる。ただしこの場合、一県の面積は、一〇〇万平方メートル（平均四〇〇平方里）を超えることができない。

第五条 各県は、郡カントンに区分され、各郡は、市町村コミューンに区分される。郡は、その現在の区域を保持する。

ただしその境界は、立法府が変更または訂正することができる。ただしこの場合、郡の首都にたいしもっとも離れた市町村でも、一万メートル（一里を二五六六トワーズとして平均二里）を超えることができない。

第六条 フランス植民地は、共和国の一部分であり、同じ憲法に服する。

第七条 フランス植民地は、つぎに定めるように、各県に区分される。

イル・ド・サンドマング。のちに立法府が、最少四県、最大六県に区分することを定めるであろう。

ガドループ、マリ・ガランド、デチラード、サント、およ

びサンマリタンのフランスの部分、

マルチニック島

仏領ギアナとカイエヌ

サン・リュシーとタバゴ

イル・ド・フランス、セシエール、ロドリグ、およびマ

ダガスカルの植民地

イル・ド・レユニオン

東インド諸島、ボンディシェリー、シャンデルナゴール、マ

エ、カリカールおよびその他の植民地。

第二編 市民の政治的身分

第八条 フランスに生れかつ居住し、満二一歳で、その郡の公民簿に登録され、一年間継続して共和国の領土に住み、かつ地租たると住民税たるとを問わず直接税を支払うすべての人が、フランス市民である。

第九条 共和国の建設のために、一または数回従軍したフランス人は、いかなる租税の要件も必要でなく、市民である。

第一〇条 外国人は、満二一歳に達し、かつフランスに定住する意思を宣言したのち、そこにひきつづき七年間居住したときには、かれがそこで直接税を支払い、かつその上不動産、または農業用または商業用の建物をもつか、またはそこでフランス婦人と結婚したことを条件に、フランス市民となる。

第一一条 フランス市民だけが、第一次集会で投票することができる。かつ憲法によって設けられた公職を約束されうる。

第二二条 市民の権利の行使は、つぎの場合に失われる。

- 1 外国へ帰化することにより、
- 2 出生の差別を前提とするかまたは修道の誓いを要求する外国のすべての組合への加入により、
- 3 外国政府によって提供された職務または恩給の受諾により、
- 4 体刑または名誉拘禁刑の宣言により、ただし宣告解除まで。

第二三条 市民権の行使は、つぎの場合に停止される。

- 1 躁暴性精神病、痴呆または低能を理由とする裁判上の禁治産によって、
- 2 破産債務者の身分または破産人の遺産の全部または一部の直接の相続人、無料取得者の身分によって、
- 3 人的役務または家事勤務に結びつけられた雇われた奉公人の身分によって、
- 4 起訴の身分により、
- 5 判決が無効とされないかぎり、不在者判決によって。

第一四条 市民権の行使は、前二条において示された場合以外には、失うことも停止することもできない。

第一五条 国民の名において与えられた使命または許可なしに、共和国の領土外にひきつづき七年居住したすべての市民は、外国人とみなされる。その人は、第一〇条に定められた諸要件をみたさなければ、ふたたびフランス市民となれない。

第一六条 青年は、読み、書きができ、かつ技術的職業をおこ

なうことができることを証明したい場合には、公民簿に登録
することができない。

農作業は、技術的職業の一部である。
本条は、共和国七年からしか施行されない。

第三編 第一次集会

第一七条 第一次集会是、同じ郡カントンに居住する公民によつて構
成される。

この集会において投票するために必要な住所は、一年間、
居住しているだけで獲得できる。住所は一年間不在すること
によつてだけなくなる。

第一八条 何人も第一次集会において代つてもらうこともでき
ず、一以上の第一次集会で同じ事項について投票することも
できない。

第一九条 郡には少くとも一つの第一次集会所が設けられる。

数第一次集会所があるときは、各第一次集会所は、最少四五〇
人、最大九〇〇人で構成される。

これらの数は、出席また欠席の市民をとわずそこで投票権
をもつ市民の数であると了解されるべきである。

第二〇条 第一次集会所は、臨時に最年長者の主宰の下に組織さ
れる。最年少者が、臨時に書記の職務をおこなう。

第二一条 第一次集会所は、最終的には、一人の議長、一人の書
記と三人の投票検査人の投票による任命によつて組織される。

第二二条 投票するために必要な資格についての異議が申立て

られれば、その集会所が臨時に裁定する。ただし県の民事裁判
所への上訴権は、損われない。

第二三条 他のすべての場合は、立法府がのみが第一次集会所の
作用の有効性について決定を下す。

第二四条 何人も武装して第一次集会所に現れることができない。

第二五条 第一次集会所の警察は、第一次集会所に属する。

第二六条 第一次集会所は、つぎのために開かれる。

1 改正議会によつて提案された憲法の変更を承諾または
拒否するため。

2 憲法により第一次集会所に属している選挙をおこなうた
め。

第二七条 第一次集会所は、毎年ヂェルミナールの芽月一日に当然に集り、必要
に応じて、つぎの任命をおこなう。

1 選挙会構成員

2 治安判事とその陪席判事

3 郡の政府の長または人口五〇、〇〇〇人以上の市町
村における市町村公吏

第二八条 この選挙のすぐあとで、人口五、〇〇〇人以上の市
町村においては、各市町村の代理人およびその助役を選挙す
る市町村会が開かれる。

第二九条 第一次集会所または市町村会においてその召集の事項
を超え、かつ憲法によつて定められた手続に反しておこなわ
れたものは、無効である。

第三〇条 第一次集会所にしろ、市町村会にしろ、憲法によつて

与えられているもの以外の他のいかなる選挙もおこなわない。

第三一条 すべての選挙は、秘密投票でおこなわれる。

第三二条 投票を売買したことが適法に証明されるすべての市民は、二〇年間、第一次集会和市町村会、およびすべての公職から排除される。再犯の場合は、永久に排除される。

第四編 選挙会

第三三条 各年一次集会は、その集会で投票権をもつ、出席または欠席の市民二〇〇人にたいして一人の選挙人を任命する。

市民三〇〇の数までただし三〇〇人はふくまれるが、ただ一人の選挙人しか任命されない。

三〇一人から五〇〇人まで二人の選挙人が任命される。

五〇一人から七〇〇人までは三人の選挙人。

七〇一人から九〇〇人までは四人。

第三四条 選挙会の構成員は、毎年任命され、かつ二年の期間をおいたのちにしか再選されえない。

第三五条 何人も、満二五歳に達せず、かつフランス市民権を行使するために必要な資格につきの条件を併せもたないならば、選挙人に任命されることができない。すなわち、

人口六、〇〇〇人以上の市町村においては、その地方の二〇〇日分の労賃の価値にひとしい収入に評価される財産の所有者または用益権者であること、または一五〇日分の労賃の価値とひとしい収入に評価される住居の賃借人または二〇〇日分の労賃の価値とひとしいと評価される農地の賃借人

人口六、〇〇〇人以下の市町村では、その地方の一五〇日分の労賃の価値にひとしい収入に評価される財産の所有者または用益権者であること、または一〇〇日分の労賃の価値とひとしい収入に評価される住居の賃借人または一〇〇日分の労賃の価値とひとしいと評価される農地の賃借人

田舎においては、その地方の一五〇日分の労賃の価値とひとしい収入に評価される財産の所有者または用益権者、または二〇〇日分の労賃の価値に評価される財産の小作人または折半小作人

同時に、一方では所有者または用益権者であり、かつ他方では賃借人、小作人または折半小作人である人びとにかんしては、これらの各種の資格におけるかれらの資力は、かれらの被選挙資格をきめるために必要な額まで累積される。

第三六条 各県の選挙会は、毎年芽月二〇日に開かれ、かつせいぜい一〇日の唯一の会期で、延期することができず、おこなうべきすべての選挙を終了する。そのあと、選挙会は、当然に解散される。

第三七条 選挙会は、その任務である選挙以外のいかなる事項にも従事することができない。選挙会は、いかなる建白、いかなる請願、いかなる使命を送ることも受けとることもできない。

第三八条 選挙会は、選挙会間で連絡をとることができない。

第三九条 選挙会の構成員であった、いかなる市民も、選挙人の称号をもつことができず、この資格において、かれとも

にこの同じ選挙会の構成員であった人びとと集会することができない。本条にたいする違反は、一般の安全にたいする犯罪である。

第四〇条 第一次集会にかんする本編の第一八条、第二〇条、

第二一条、第二三条、第二四条、第二五条、第二九条、第三

〇条、第三一条および第三二条は、選挙会にも共通する。

第四一条 選挙会は、必要に応じて、つぎの者を選挙する。

1 立法府議員、すなわち、元老院議員、ついで五百人會議員

2 破願裁判所構成員

3 高等陪審員

4 県の行政官

5 刑事裁判所の裁判所長、検察官および書記

6 民事裁判所の判事

第四二条 市民が、死亡、辞職または罷免された公務員に代るために選挙会によって選挙されたときは、前任の公務員に残っていた期間だけしか選任されない。

第四三条 各県の行政府に駐在の執政府の委員は、選挙会の開会と閉会を執政府に通知しなければならない。これに違反すれば免職される。この委員は、選挙会の活動を中止することも一時停止することもできず、会議の場所に入ることもできない。ただしこの委員は、会議ご二四時間以内に各会議の議事録の伝達を要求する権限をもつ。この委員は、憲法違反を執政府に告発しなければならない。

すべての場合において、立法府だけが、選挙会の活動の有効性を宣告する。

第五編 立法権

総則

第四四条 立法府は、元老院と五百人会で構成される。

第四五条 いかなる場合においても、立法府は、それがだれであっても、その議員の一または数人に、本憲法によって与えられているなんらかの職権を委任することができない。

第四六条 立法府は、それじたいによつても、代理人によつても、執行権も、可法権も行使することができない。

第四七条 立法府議員は、共和国の記録保管人をのぞく、他の公職を兼任することができない。

第四八条 たまたま立法府議員に選挙される公務員の決定的または一時的の代理の方法は、法律が定める。

第四九条 各県は、その人口だけに依じて、元老院議員と五百人會議員の任命に協力する。

第五〇条 立法府は、十年ごとに立法府に送られる人口表によつて、各県が出さねばならない両議院の議員の数を定める。

第五一条 その中間には、この割当のいかなる変質もおこなわれえない。

第五二条 立法府議員は、任命した県の代表者ではなくて、全国民の代用者である。立法府議員にはいかなる命令も与えることができない。

第五三条 両議院は、毎年三分の一が改選される。

第五四条 三年ご任期のきれた議員は、つぎの三年間はすぐに再選されうる。そのあとで新に選挙されうるためには、二年の間隔が必要である。

第五五条 何人も、いかなる場合においても、ひきつづき六年以上のあいだ立法府の議員となることはできない。

第五六条 特別の事情により、一院が、その議員の三分の二以下に減少した場合には、その議院は、そのことについて執政府に注意を与える。執政府は、この事情の結果によって後任を任命しなければならぬ立法府議員をもつ県の第一次集會は、ただちに召集しなければならぬ。第一次集會は、即座に、必要な補充をおこなう選挙人を任命する。

第五七条 あらたに選挙された議員は、毎年^{プレリヤール}牧月一日、前立法府によって指定された市町村、または、他の場所を指定しなかつたならば、その最後の會議を開いた市町村において、集會する。

第五八条 両院はつねに同じ市町村に駐在する。

第五九条 立法府は常設である。ただし立法府は、立法府が決める期間休會することができる。

第六〇条 いかなる場合においても、両院は同じ議場で集會することができない。

第六一条 議長と書記の職權は、元老院でも、五百人會でも、一月間を超えることができない。

第六二条 両院は、それぞれ、その會議の場所、およびその定

める外域において警察權をもつ。

第六三条 両院は、それぞれ、その議員について警察權をもつ。ただし譴責、八日の謹慎および三日の禁錮以上のきびしい刑罰を宣告することはできない。

第六四条 両院の會議は、公開される。傍聴人は、各議院のそれぞれ議員の半数を超えることができない。

會議の議事録は、印刷される。

第六五条 すべての議決は、起立と着席でおこなわれる。疑わしい場合は、指名点呼がおこなわれる。ただしそのとき、投票は秘密である。

第六六条 各議院は、その一〇〇人の議員の要求にもとずき、秘密全体委員會となることができるが、それは討議するためであつて、議決するためではない。

第六七条 両院は、その内部に、いかなる常設委員會を設けることもできない。

ある問題が予備的調査を必要とすると思われるとき、各議院だけが、その議員のあいだから特別委員會を任命することができる。特別委員會は、ただその成立の対象だけに局限される。

この委員會は、議院が、この委員會の任務とされていた対象について決定を下すとすぐに解散される。

第六八条 立法府議員は、歳費をうける。歳費は両議院では、小麦三、〇〇〇万グラムの価値（六一三カントー三二ポンド）と定められる。

第六九条 執政府は、立法院の要求にもとずかずまたは許可をうけないならば、立法院がその会議を開く市町村から六万メートル（平均一二里）の距離にいかなる部隊を通過または滞在させることもできない。

第七〇条 立法院の近くに、すべての県の駐屯国民衛兵の内部でとられ、かつかれらの戦友によって選ばれた市民衛兵が設けられる。

この衛兵は、現役一、五〇〇人以下であることはできない。

第七一条 立法院は、この勤務の方法とその期間を定める。

第七二条 立法院は、いかなる公の儀式にも参列せず、かつそれに使節を送らない。

五百人会

第七三条 五百人会は、いつまでもこの数に一定される。

第七四条 五百人会の議員に選挙されるためには、満三〇歳であり、かつ選挙の直前一〇年間、共和国の領土に居住していなければならない。

三〇歳の要件は、共和国七年以前は要求されない。この時期までは、満二五歳で足りる。

第七五条 五百人会は、最低二〇〇人の議員が出席しなければ、討議することができない。

第七六条 法律の提案権は、五百人会に専属する。

第七七条 つぎの手續を守らないときは、五百人会において、いかなる法律案も討議も決定もされえない。すなわち、

法律案の三回の朗読がおこなわれる。これらの朗読の間隔は、一〇日以下であることはできない。

討論は、各朗読ののちにはじめられる。ただし、第一朗読または第二朗読ののちに、五百人会は、議決延期の必要があることまたは、討議する必要がないことを宣言することができる。

すべての法律案は、第二朗読の二日前に印刷されかつ配布されねばならない。

第三朗読ののち、五百人会は、議決延期の必要があるか否かを決定する。

第七八条 討論にかけられ、第三朗読ののちに最終的に拒否されたすべての法律案は、満一年たたねば再提案することができない。

第七九条 五百人会で採択された法律案は、決議とよばれる。

第八〇条 すべての決議の前文には、つぎのことが記載される。

- 1 法律案の三回の朗読がおこなわれた会議の日付
- 2 第三朗読ののち、議決延期の理由がないことが宣言された文書

第八一条 五百人会の事前の宣言によって緊急と認められた法律案は、第七七条に定められた手續から除外される。

この宣言は、緊急の理由を述べ、かつ決議の前文にそのことが記載される。

元老院

第八二条 元老院は、二五〇人の議員で構成される。

第八三条 つぎの要件を満たさないものは、何人も、元老院議員となることはできない。

満四〇歳に達していること。

その上、既婚者が男やもめであること。

選挙の直前一五年間共和国の領土に居住していたこと。

第八四条 前条によって要求されている居住の要件、および第七四条に定められた居住の要件は、政府の使命を帯びて共和国の領土外へ出た市民には関係がない。

第八五条 元老院は、最低一二六人の議員が出席しなければ討議することができない。

第八六条 五百人会の決議に賛成または拒否する権限は、元老院に専属する。

第八七条 五百人会の決議が元老院に到着するとすぐに、議長は、前文を読みあげる。

第八八条 元老院は、憲法によって定められた手続でおこなわれなかった五百人会の決議に賛成することを拒否する。

第八九条 法律案が五百人会によって緊急と宣言された場合、元老院は、緊急文書に賛成または拒否するために討議する。

第九〇条 元老院が緊急文書を拒否する場合、決議の内容について討議しない。

第九一条 決議の前に緊急文書がない場合、それについて三回の朗読がおこなわれる。これらの朗読の二朗読の間隔は、五日以下であることはできない。

討論は、各朗読ののちにはじめられる。

すべての決議は、第二朗読の少くとも二日前に印刷され、かつ配布されねばならない。

第九二条 元老院によって採択された、五百人会の決議は、法律とよばれる。

第九三条 法律の前文には、三朗読がおこなわれた元老院の会議の日付が記載される。

第九四条 元老院が法律の緊急性を承認する命令には理由が付けられ、その理由は、この法律の前文に記載される。

第九五条 五百人会によっておこなわれた法律の提案は、同じ法案の全条文におよび元老院は、その全条文を拒否するかその全体を賛成するかしなければならない。

第九六条 元老院の賛成は、議長と書記が署名したつぎの形式で各法律案に示される。
元老院は、……賛成する。

第九七条 第七七条に定められた手続をふまなかったための採択の拒否は、議長と書記が署名したつぎの形式で示される。
憲法は、……無効にする。

第九八条 提案された法律の内容に賛成することの拒否は、議長と書記が署名した、つぎの形式で示される。
元老院は、……採択することができない。

第九九条 前条の場合、拒否された法律案は、満一年たたねば五百人会がふたたび提出することができない。

第一〇〇条 ただし五百人会は、何時でも、拒否された法案の

部分である条項を内容とする法律案を提出することができる。

第一〇一条 元老院は、採択した法律をその日のうちに、五百人会と執政府に送付する。

第一〇二条 元老院は、立法府の所在地を変更することができる。元老院は、この場合には、新しい場所と両院がそこに行かねばならない時期を指示する。

この事項にかんする元老院の命令は、取消すことができない。

第一〇三条 この命令の日の当日には、いずれの議院も、そのときまで所在していた市町村でもはや討議することができない。その地で職務を続ける議員は、共和国の安全にたいする侵犯として有罪となる。

第一〇四条 立法府の移転命令に調印すること、公布することおよび発送することを延期するか拒否する執政府の構成員は、同じ犯罪で有罪となる。

第一〇五条 元老院が定めた日の二〇日ごとに、各議院の過半数の議員が共和国に、指示された新しい場所に到着したことを、またはいずれかの他の場所に集会したことを知らさなかった場合、県の行政府、またはその不在の場合には、その県の民事裁判所が選挙人を任命するため、第一次集会を召集する。選挙人は、元老院に二五〇人の代議士を、五百人会に五〇〇人の代議士を選ぶことによって、ただちに新議會を成立させる。

第一〇六条 前条の場合において、第一次集会の召集を遅延する県の行政官は、共和国の安全にたいする大逆罪または侵犯

として有罪になる。

第一〇七条 第一〇六条の場合において、第一次集会と選挙会の召集の邪魔をするすべての市民は、同じ犯罪で有罪と宣言される。

第一〇八条 新立法府の議員は、元老院がその会議を移転していた場所に集合する。

新立法議員が、この場所に集ることができない場合には、その過半数がいるいずれかの場所に、立法府が集る。

第一〇九条 第一〇二条の場合をのぞいて、いかなる法案も、元老院は発議することができない。

立法府議員の保障

第一一〇条 立法府議員であるかかって立法府議員であった市民は、その職権の行使において、発言するか書いたことのために、いかなる時においても搜索も、起訴も裁判もされることがない。

第一一一條 その任命のときからその任期の終了ご三〇日まで、立法府議員は、つぎの諸条項に定める手続によるのでなければ、裁判にかけられることはない。

第一一二條 立法府議員は、刑事事件については、現行犯として逮捕することができる。ただしその事実は、ただちに、立法府に通知される。五百人会が裁判にかけることを提案し、元老院がそれを決定したのちにはじめて訴追を継続することができる。

第一一三条 立法府議員は、現行犯の場合をのぞいて、五百人会が裁判にかけることを提案し、かつ元老院がそれを決定する前には、警察官の前に引致することができないし、拘留することもできない。

第一一四条 前二条の場合において、立法府議員は、高等裁判所以外のいかなる裁判所の前にも召喚することができない。

第一一五条 立法府議員は、叛逆、横領、憲法を破壊する策略、共和国の国内の安全にたいする侵犯の事実のために、高等裁判所に召喚される。

第一一六条 立法府議員にたいするいかなる告発も、文書で書かれ、署名されかつ五百人会に差し出されない場合には、訴追をもたらしることができない。

第一一七条 第七七条で定められた手続で討議したのちに、五百人会が、告発を承認する場合は、つぎの文言でそれを宣言する。

何日付けの、某によつて署名された、某にたいする、……の事実による告発は、承認される。

第一一八条 被疑者は、それから召喚される。被疑者は、出頭するために、まる三日間の期間をもつ。被疑者が出頭するとき、五百人会の会議の場所の内部で聴問される。

第一一九条 被疑者が出席しても出席しなくても、五百人会は、この期間ののちに、その行為を審査する必要があるかないかを宣言する。

第二二〇条 五百人会が審査する必要があると宣言するとき

は、被疑者は、元老院によつて召喚される。被疑者は、出頭するために、まる二日の期間をもつ。被疑者が出頭するとき、元老院の会議の場所の内部で聴問される。

第二二一条 被疑者が出席しても出席しなくても、元老院は、この期間ののちに、第九一条で定められた手続で、それを審議したのち、起訴を宣告し、必要があれば、高等裁判所の前には被告人を移送する。高等裁判所は、すぐに訴訟を審理する義務がある。

第二二二条 立法府議員の拘留または起訴にかんする、各院におけるすべての論議は、全体委員会でおこなわれる。

同じ事項にかんするすべての議決は、指名点呼および秘密投票でおこなわれる。

第二二三条 立法府議員にたいして宣告された起訴は、停止することができる。高等裁判所の判決によつて無罪を宣告された場合に、立法府議員はその職権を回復する。

両院相互の関係

第二二四条 両院が最終的に構成されるときに、両院は、公文書送達吏を通じて、そのことを相互に知らせる。

第二二五条 各議院は、その職務のために、四人の公文書送達吏を任命する。

第二二六条 公文書送達吏は、各議院と執政府に、立法府の法律と文書を伝える。公文書送達吏は、このために、執政府の会議の場所に入出入することができる。